
種 別： 判例研究

タイトル： チャゴス諸島海洋保護区仲裁事件

著 者： 吉田 千枝子

所 収： 『上智法学論集』第 61 卷 3-4 合併号（平成 30 年 3 月）155-168 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

判例研究

チャゴス諸島海洋保護区仲裁事件

吉田 千枝子

国連海洋法条約第 287 条及び附属書 VII に従って設置された仲裁裁判所 2015 年 3 月 18 日判決

(常設仲裁裁判所ウェブサイト at <https://files.pca-cpa.org/pcadocs/MU-UK%2020150318%20Award.pdf> (as of 21 September 2017))

1. 事実概要

(1) 独立以降の英・モーリシャス関係

チャゴス諸島は、インド洋の中心に位置する珊瑚礁からなる諸島である。1965 年のチャゴス諸島分離の日まで、諸島はモーリシャスの属領として英国によって統治されていた。モーリシャスは 1968 年 3 月 12 日に英国から独立した。

1964 年に英国と米国は、英国がチャゴス諸島をその他のモーリシャス植民地から分離させ直接統治し、領土を軍事利用のため、米国に提供することで合意した。モーリシャスは、代替案としての優待を求め、1965 年 9 月 23 日、ロンドンのランカスターハウスにおける会合で、合意案が作成された。本件手続では、その第 22 段落 (i) から (viii) ままで「ランカスターハウスにおける約束 (Lancaster House Undertakings)」(以下「約束」と称する。その内容は、英国が、実行可能な限りモーリシャスの漁業権の維持を確保するために米国とのあっせんを行うこと、施設使用の必要性がなくなった際には諸島をモーリシャスに返還すること、及び鉱物・原油資源から得られる利益はモーリシャスに返還されることなどを含む⁽¹⁾。

(1) 「約束」の英文原文は以下のとおりである。

チャゴス諸島の分離は、同年11月8日に英国インド洋海外領土 (British Indian Ocean Territory) (以下「BIOT」) が成立したことで確定した。なお、BIOTは英国王によって任命される弁務官事務所が責任を有し、弁務官は行政官によって補佐される。

チャゴス諸島の分離の際、諸島には約1360人が居住していたが、1971年4月16日以降は、無許可では入国及び滞在できなくなった。

1968年から1980年の間、モーリシャスはチャゴス諸島問題を公開のフォーラムや外交上のやり取りにおいて提起しなかったが、1980年以降は、国連総会及び英国との二国間関係において、継続的に強く主張するようになった。

“22. Summing up the discussion, the SECRETARY OF STATE asked whether he could inform his colleagues that Dr. [Sir Seewoosagur] Ramgoolam, Mr. Bissoondoyal and Mr. Mohamed were prepared to agree to the detachment of the Chagos Archipelago on the understanding that he would recommend to his colleagues the following:-

- (i) negotiations for a defence agreement between Britain and Mauritius;
- (ii) in the event of independence an understanding between the two governments that they would consult together in the event of a difficult internal security situation arising in Mauritius;
- (iii) compensation totalling up to £3m. should be paid to the Mauritius Government over and above direct compensation to landowners and the cost of resettling others affected in the Chagos Islands;
- (iv) the British Government would use their good offices with the United States Government in support of Mauritius' request for concessions over sugar imports and the supply of wheat and other commodities;
- (v) that the British Government would do their best to persuade the American Government to use labour and materials from Mauritius for construction work in the islands;
- (vi) the British Government would use their good offices with the U.S. Government to ensure that the following facilities in the Chagos Archipelago would remain available to the Mauritius Government as far as practicable:
 - (a) Navigational and Meteorological facilities;
 - (b) Fishing Rights;
 - (c) Use of Air Strip for emergency landing and for refuelling civil planes without disembarkation of passengers.
- (vii) that if the need for the facilities on the islands disappeared the islands should be returned to Mauritius;
- (viii) that the benefit of any minerals or oil discovered in or near the Chagos Archipelago should revert to the Mauritius Government.”

in Award of the Chagos Marine Protected Area Arbitration Case (Mauritius v. United Kingdom), 18 March 2015, para. 77.

1969年、チャゴス諸島周辺に3カイリ領海と12カイリ漁業水域が設定され、1971年には12カイリ以内での商業漁業が原則禁止されたが、モーリシャス漁船は禁止対象から除外された。

1991年、英国はモーリシャスに、チャゴス諸島周辺に200カイリ漁業保存管理水域を設定することを事前通報した。モーリシャス漁船には引き続き無料で漁獲を許可した。

1997年7月、英国は国連海洋法条約（UNCLOS）に加入し、その範囲がBIOTまで及ぶとする加入書を提出した。モーリシャスは抗議しなかった。モーリシャスは英国による公海漁業協定の加入書についても抗議していない。

2003年8月、英国はモーリシャスに対して、チャゴス諸島周辺に200カイリの「環境（保護及び保全）水域（Environmental（Protection and Preservation）Zone）」を設定することを通報し、翌9月に当該水域を設定した。

2009年1月、英国はチャゴス諸島周辺の大陸棚に関する大陸棚限界委員会（CLCS）への申請について、モーリシャスとの共同申請を行う余地は残したいとモーリシャスに伝えた。同年5月、モーリシャスはCLCSに事前情報を提出した。その後、英国はモーリシャスの提出には異議を申し立てず、両国は正式な申請については共同で準備することで合意したが、結局合会は開催されなかった。

（2）英国によるチャゴス諸島海洋保護区の設置

2009年2月9日、チャゴス諸島における巨大な海洋公園計画が報道された。モーリシャスは諸島に対する主権に関する従来の見解を再度伝え、英国は、海洋公園計画は環境団体によるものだと主張した。

同年7月の英モ会談において、海洋保護区（MPA）の問題も提起されたが、英国はMPAを通じてBIOTの価値が上がればモーリシャスにも利益となると説明した。モーリシャスは、計画詳細を要請した。

同年11月10日、英国はMPAの設置に関する国内手続（パブリック・コンサルテーション）を開始した。

同月27日、両当事国の首相は、コモンウェルス首脳会議（CHOGM）に出席、MPAについて別途テタテ首脳会談を行った。モーリシャスは、島民の再定住や漁業権が検討されるべきであることや、英国の国内手続に対する深い懸念、二国間会合こそが適切なフォーラムであることなどを主張した。

同年12月、モーリシャスは、英国による十分な釈明がないことから二国間会合は開催できない旨口上書を送付した。翌2010年1月、モーリシャスは、

CHOGM では、英国首相から国内手続については「終わったことだ (It's done)」との回答を得たと主張、英国は英国側の記録を提示し、そのような事実を否定した。

2010年2月、英国は国内手続終了後の二国間会談を歓迎するとし、会合の開催可否について尋ねた。モーリシャスは、英国国内手続の中止と、提案をモーリシャスの諸島に対する主権についての立場に合致させることの2点を前提とした上で、二国間会合を再開する意思があると伝えた。

英国の国内手続は3月5日に締め切られたが、19日に英国はモーリシャスに、MPA については未決であり、MPA 設置はBIOTの将来的な返還には何の影響も与えないとし、BIOTに関する二国間協議を継続する熱意があることを伝えた。

4月1日、BIOT 弁務官は、正式にチャゴス諸島周辺の領海及び環境（保護及び保全）水域全域にわたるMPAの設置を公布した。公表前に通報を受けたモーリシャスは、二国間で協議できなかったことについての失望を伝えた。4月2日、モーリシャスはMPA 公布に対し抗議を行った。

同月6日、英国は総選挙を告示した。審理において、MPA 公布を急いだ理由を尋ねられた際、英国は、5月初めに予定されていた総選挙の告示後は、政府は新規に政策を導入できないため、4月1日に発表を行ったと説明した。

6月3日、モーリシャス首相は、英国外相との会合中にMPA について問題提起した。9月9日にもモーリシャスは、MPA は両国の関係性を損なうと述べた。

2010年12月20日、モーリシャスによる、UNCLOS 第287条及び附属書VII 第1条に基づく訴えの通知及び意見書の提出によって、仲裁手続が開始された。

モーリシャスは最終申立において、(1) 英国は、特にUNCLOS 第2条、第55条、第56条及び第76条の意味における「沿岸国」ではないため、「MPA」を宣言する権限を有しないこと、(2) モーリシャスが、特に第56条1項 (b) (iii) 及び第76条8項の意味における「沿岸国」としての権利を有しているため、英国は、一方的に「MPA」を宣言する権限を有しないこと、(3) 英国は、CLCS がモーリシャスに対して勧告を行うことを妨げる措置を講ずるべきではないこと、及び、(4) 「MPA」は、特に第2条、第55条、第56条、第63条、第64条、第194条及び第300条、及び公海漁業協定第7条を含む、UNCLOS 上の英国の実体的及び手続的義務に合致しないこと、の4点の認定を仲裁廷に求めた。英国は、モーリシャスのそれぞれの訴えに対する管轄権を有していな

いことを認定すること、あるいは、モーリシャスの訴えを棄却することを求めた。

2. 判旨

(1) 管轄権

英国は、モーリシャスの4点の申立それぞれについて、仲裁廷の管轄権に異議を申し立て、さらに、モーリシャスが第283条の意見交換の要件を満たしていないと主張した。

モーリシャスは第一の申立において、英国がUNCLOSの特に第2条、第55条、第56条及び第76条における「沿岸国」ではないためにMPAを宣言する権限を有していない旨判断・宣言することを仲裁廷に求めたが、英国は、これを「主権に関する訴え」とし、諸島に対する主権問題が「真の問題(the real issue)」を構成するため、仲裁廷には管轄権がないと主張した (paras. 169-202)。

仲裁廷は、「沿岸国」の特定は、海洋法以外の国際法規則の適用を通じて決定されるものであり、第一に、当該申立に包含される紛争の性質は何か、第二に、第288条1項は仲裁廷の沿岸国の権利義務判断に必要な前提として、領域主権問題の判断をどの範囲で許容しているのかを検討した。仲裁廷は、両当事国間には主権に関する紛争が存在していたが、当該手続の開始までは、モーリシャスがBIOTのUNCLOS履行状況について懸念を有していたことを示す証拠は乏しく、当該申立の紛争はチャゴス諸島に対する領域主権に関する紛争であると判断した。第二に、第288条1項の起草過程から、領域主権に対する管轄権に関する明示的な答えは見出せないが、起草者たちが、海洋境界画定紛争よりもさらに根源的問題である領域主権に関する紛争を同項上、独立した申立として提起することを受け入れていたとは考えにくいと判断した。よって、チャゴス諸島の主権に関する紛争はUNCLOSの解釈適用に関する紛争ではなく、仲裁廷は管轄権を有しないと判断した (paras. 203-221)。

モーリシャスが「沿岸国 ("a coastal State) 」として権利を有するとする第二の申立について、仲裁廷は、チャゴス諸島に対する主権という潜在的な紛争が優越しており、第二の申立も、第一の申立の領域主権に関する同じ紛争に関連するとして、仲裁廷の管轄権を否定した (paras. 222-230)。

MPAのUNCLOS合法性に関する第四の申立については、モーリシャスは、MPAが環境措置であるため、第287条1項(c)によって仲裁廷の管轄権が認

められると主張、英国は、MPA は EEZ における生物資源に関する主権的権利に関する措置であり、第 297 条 3 項 (a) により仲裁廷の管轄権は排除されると主張した。英国はまた、MPA と商業漁業の禁止が環境目的であるとしても、第 297 条 1 項 (c) の「国際的な規則及び基準」は、海洋汚染防止規制を指し、EEZ における生物資源の保存管理を目的とする海洋保護区に類似の規定はないと主張した (paras. 232-282)。

仲裁廷は、当該 MPA は、漁業に関する措置に限定されていないと判断した (paras. 286-292)。そして、モーリシャスによって主張される権利の射程とその性質について、まず、第 2 条 3 項及び第 56 条 2 項については、問題となっている権利は「約束」を起源とするものであると判断した。「約束」のうち、漁業権、将来の返還、及び石油及び鉱物資源の利益については、英国の MPA 公布に関連するが、漁業権については第 297 条 3 項 (a) に規定される管轄権の例外の範囲内であると判断した。そして、MPA が諸島返還と無関係であるとする英国の主張を認めず、MPA の存在そのものが、返還時のモーリシャスの選択肢に影響を与えたとした (paras. 293-298)。

モーリシャスが第 63 条、第 64 条、第 194 条及び公海漁業協定第 7 条上の協議調整を受ける権利については、「約束」ではなく、UNCLOS 自体から生じる権利であり、これら規定の EEZ における適用については、第 297 条 3 項 (a) の例外の対象であると認めた (paras. 299-301)。

第 297 条 1 項 (c) については、まず 1 項は仲裁廷の管轄権に何らかの制限を課す規定ではないと判断した。第 297 条 3 項 (a) の EEZ における生物資源に関する紛争の排除は、仲裁廷がモーリシャスの第四の申立を検討すること、及び MPA が UNCLOS の特定の規定に違反したかという紛争が、UNCLOS の解釈適用に関する紛争であるか検討することを妨げない。また、仲裁廷は、第 297 条 1 項 (c) または第 12 部が、海洋汚染の規制を目的とした措置に限定されるとの英国の主張を否定した。以上、仲裁廷は、第 288 条 1 項及び第 297 条 1 項 (c) に基づき、モーリシャスの第四の申立と、UNCLOS の第 2 条 3 項、第 56 条 2 項、第 194 条及び第 300 条について、MPA の合法性について検討する管轄権を有すると判断した (paras. 306-322)。

CLCS への申請に関する第三の申立については、仲裁廷は、申立前には両国間には紛争はなかったと判断し、仲裁廷の管轄権を否定した (paras. 331-350)。

第 283 条に基づく意見交換の義務については、必ずしも意見交換の場で特定の条約に言及する必要はないが、被申立国がその紛争の主題に関して紛争が生じうることを特定できる程度には十分に明確でなければならないとした。本件

では、2009年12月には、英国は国内手続と並行して二国間会合を継続することが適切との立場である一方、モーリシャスは二国間会合を通じて解決されることが望ましく、国内手続は保留とされるべきとの立場で、紛争解決に関する意見は明らかに交換されており、第283条の要件は満たされたと判断した (paras. 377-386)。

(2) 本案

本案では、仲裁廷は、1965年に英国がモーリシャスに対して行った「約束」について検討した。モーリシャスは「約束」には法的拘束力があり、国際法上、権利を付与すると主張し、英国は「約束」の法的拘束力は英国憲法上の問題であると主張した (paras. 393-406)。

仲裁廷は、「約束」がチャゴス諸島の分離に対するモーリシャスの同意を確保するための重要な条件であったと考え、また当時、モーリシャスの独立は予見されており、「約束」も独立後の関係を目的としていたと指摘した。そして英国自身が義務的な文言で記述し、拘束される意図があったと判断した。「約束」の法的位置付けについては、1968年のモーリシャス独立により国際合意へと変化し、また交渉過程やその文言から、厳格な義務以下のものが意図されていたとは考えられないと結論付けた。モーリシャス独立後も、英国は「約束」を複数回に渡って反復・再確認している (paras. 417-431)。

仲裁廷は、禁反言の要件として、(a) 国家が明白かつ一貫した表明を、文言、行動または沈黙によって行い、(b) その表明が権限ある当局によってなされ、(c) 禁反言を主張する国が、その表明によって、損害 (detriment) を被るよう行動したり、または不利益 (prejudice) を被ったり、または表明を行なった国家に利益を譲渡するよう誘引され、(d) そのような信頼が正当である場合に援用される、の4点をあげた。最初の2要件については、英国が首相や外相を通じて繰り返し3点全ての「約束」に関して40年かけて表明してきたことをもって満たす (paras. 434-439)。

第3の要件について仲裁廷は、2009年にモーリシャスが「約束」を条約のような文書と同等であるとの見解を表明した際、英国が修正しなかったことを指摘した。また、モーリシャスが「約束」を信頼し、主権に関する訴えで圧力をかける機会を差し控え、諸島の主権以外の事項に関しての協力を通じて、英国に利益ある行動をとったと判断した (paras. 440-444)。

第4の要件について仲裁廷は、法的拘束力がありうることが示唆され、またそのように明白に理解されてきた文書をもって、モーリシャスが独立後も表明

を信頼する権限を有していたと判断した。また、仲裁廷は、モーリシャスが「約束」を取消可能と考えるべき証拠もないと判断した (paras. 445-447)。

以上のことから、仲裁廷は、独立以降、(a) 諸島の将来的な返還、(b) 鉱物資源・原油資源の利益の保全、(c) 漁業権の確保の3点に関する「約束」をモーリシャスが信頼する権限を有すると結論づけ、英国がこれらの「約束」の効力を否定することはできないと判断する (para. 488)。

次に「約束」の内容について、仲裁廷は、「約束」の文言から、米国の防衛上の必要性和モーリシャスの漁業権の間の紛争をいかに解決するか、最終的な裁量権は英国にあると理解した。そして、この裁量は一貫して、漁業権の利用可能性を確保する義務と共に行使されてきたと判断する (paras. 449-455)。

第2条3項、第56条2項及び第194条については、仲裁廷は以下の通り判断した。

まず、第2条3項が何らかの義務を課していることについては、英語テキストからは不明確だが、他の正文においては明白であると仲裁廷は指摘する。また、領海、国際海峡、EEZ、大陸棚、及び公海に関する規定はすべて、UNCLOSに従って、または国際法の規則に従った権利行使、または他の国の権利及び義務に妥当な考慮を払う義務を定めており、UNCLOS以外の文書への言及についても共通していると判断する。そして仲裁廷は、第2条3項は、前文及び起草過程からも、国に国際法の他の規則に従って、主権を行使する義務を課しているとの解釈を導く。本件においては、「約束」は、UNCLOSが遵守を義務付ける国際法の一般規則の一部を構成するものではないが、一般国際法が英国に対して、モーリシャスとの関係で「約束」も含めて誠実に行動することを要請しており、仲裁廷はMPA設置においてこの要件が満たされたか検討する (paras. 499-517)。

第56条2項は、沿岸国に対して、他国の権利義務に妥当な考慮を払う義務を課す。仲裁廷は、「妥当な考慮」の普遍的な規則を形式化しないが、その範囲は、モーリシャスの権利の性質、その重要性、予想される侵害の範囲、英国によって期待される活動の性質と重要性、及び代替的なアプローチの利用可能性に依存し、また多くの場合は何らかの協議を伴うとする (paras. 518-519)。

仲裁廷は、MPA公布が、領海における漁業権の実質的な消滅や、将来的な返還の際の諸島の状態に影響を与えたと指摘する。英国が米国には協議や情報提供をし、米国の権利や利益とMPAのバランスを取ることに気を使っていたことに比べ、英毛間の2009年7月の会合は偶発的と思われ、十分な交渉がなされておらず、この一回の会合で、「妥当な考慮」を払う義務や協議する義務

を果たしたとはいえない。協議が無限に、または相手国が満足するまで継続される必要はないが、2010年3月に英国はモーリシャスに、MPA創設は未決であること、対話継続をする意欲があり、国内手続で対話を排除、優越または迂回することはないと説明したにもかかわらず、その数日後にMPAを設置した。この一連の出来事が、交渉・協議の精神や、諸島水域において争われる利益のバランスの必要性に合致しているとは言えない。また、緊急性に関して、選挙日程や政権交代の予定は、英国がその義務を考慮しなかったことを正当化する理由にはならない。したがって仲裁廷は英国が第2条3項及び第56条2項に違反したと結論し、MPA公布がUNCLOS違反であると認定する (paras. 520-536)。

他方、第194条1項は努力義務規定であり、海洋環境に関する全行動に先立って行うことや、期限の設定を義務付けるものではないため、英国が今日までの間に、違反したとは考えない (paras. 537-539)。

第194条4項は、干渉を差し控える義務を課す規定であり、他国がその権利にしたがって行う活動に対して適用される。諸島返還の権利や、原油・鉱物資源に対する利益の性質は期待に基づくものであり、また現在の活動はないため、当該規定は適用しない。領海における漁業権に対してのみ適用する。仲裁廷は環境に対する考慮が、漁業権への干渉を正当化する可能性は否定しないが、その場合は、措置の必要性の説明や、より制限的ではない代替の措置を追求する重大な義務が課される。このような義務が果たされた事実はなく、仲裁廷はMPAの設置は第194条4項及びモーリシャスの漁業権に合致しないと判断する (paras. 540-541)。

最後に、MPAの設置公布がUNCLOSに合致していなかったと判断することによって、仲裁廷はMPAの実体的な性質について、また海洋環境保護の重要性についての見解を示すものではない。仲裁廷の懸念は、MPAの実態ではなく、その設置の方法にある。海洋環境保護のために相互に満足できる合意の達成のため、両当事国にはMPA公布に先駆けた交渉が期待される (para. 544)。

3. 解説

(1) 紛争の性質決定と本件の「真の紛争」

本件において、仲裁廷は、モーリシャスの第一及び第二の申立に対する管轄権を判断するにあたり、紛争の性質が、「沿岸国」という文言の解釈適用に関する紛争であるのか、チャゴス諸島の領域主権に係る紛争であるのかを検討

し、いずれも後者であると判断して、仲裁廷の管轄権を否定した。

カテカ判事とウォルフラム判事による少数意見は、仲裁廷のアプローチに反対し、紛争の性質決定は、申立人によって選択された紛争の形式に特に注意を払って客観的な根拠に基づいて行われなければならないと、また紛争それ自体と、紛争当事国によって展開される議論は区別される必要があるとする、ICJの確立された判例を十分に反映していない⁽²⁾と批判した。両判事によれば、仲裁廷は、モーリシャスの第一の申立の文言を詳細に検討していない⁽³⁾。モーリシャスの第二の申立についても、仲裁廷は申立とその理由付けを区別していないと批判する⁽⁴⁾。そしてこれがチャゴス諸島の主権に対する紛争であるとする仲裁廷の判断には両判事は同意せず、「約束」において、英国が沿岸国として一以上の権利を譲ったかどうかに関する紛争であると主張している⁽⁵⁾。

(2) 第 297 条の解釈と、漁獲の全面的禁止と漁業資源の保存管理

仲裁廷は、英国の MPA 設置は環境保護保全を目的としており、MPA が漁業に関する措置のみには限られないとして、第 297 条 3 項 (a) の例外の適用を認めなかった。他方で、第 2 条 3 項及び第 56 条 2 項について検討する際、EEZ における漁業権に関しては同項 (a) を適用した。また、第 63 条、第 64 条及び公海漁業協定に基づく協力義務についても、EEZ における部分については同項 (a) を適用した。

仲裁廷は、MPA における商業漁業禁止の措置が第 297 条 3 項 (a) の「生物資源に関する自国の主権的権利又はその行使に係る」紛争に当たるかどうかについて具体的に検討しなかった。少数意見は、漁業の全面的な禁止を 3 項 (a) の例外の対象とすることに疑義を呈している。曰く UNCLOS の趣旨目的からも確認されるとおり、同項 (a) 第二文の主眼は、適切な保存管理を含む生物資源の利用であって、保存目的なく完全に漁業を禁止することではない⁽⁶⁾。たしかに、証拠として提出された、MPA 設置前や設置当時の公式発表を見る

(2) Chagos Marine Protected Area Arbitration (Mauritius v. United Kingdom), Dissenting and Concurring Opinion by Judge James Kateka and Judge Rüdiger Wolfrum [hereinafter cited as “Dissenting Opinion”], 18 March 2015, paras. 5-7.

(3) Dissenting Opinion, paras. 16-17.

(4) Dissenting Opinion, para 18.

(5) Dissenting Opinion, para. 15.

(6) Dissenting Opinion, para. 60.

限り、英国は特にチャゴス諸島の資源状況の悪化に言及してはいない⁽⁷⁾。また英国は、再抗弁書において、モーリシャスによるこれまでの漁獲は散発的で、低水準であったと主張しており⁽⁸⁾、MPAにおける禁漁が将来的な漁業資源利用を目的とした資源保護のためであったとは考え難い。本件のように、広範な禁漁水域を設置することは、生物資源の最適利用にあたると言えるのか⁽⁹⁾、また UNCLOS は生物多様性の保全を目的とする措置と生物資源の保存管理としての漁業措置を区別しており、第 297 条 3 項 (a) が前者に管轄権の例外を定めているとは文言上解釈できないのではないかと指摘できる。

なお仲裁廷は、第 297 条 1 項 (c) の解釈について、管轄権を再確認する規定で、なんらかの制限を課す規定ではなく、また、(a) から (c) 以外の場合の主権的権利や管轄権の行使に関する紛争に限定する規定ではないと判断した。この判断は、第 297 条が沿岸国の主権的権利又は管轄権の行使に関する紛争に対する強制的紛争解決の適用を (a) から (c) までのケースに限定していると判断したミナミマグロ事件仲裁判断⁽¹⁰⁾とは異なる判断となった。

(3) 禁反言

仲裁廷は、「約束」の法的拘束力に関する一方的行為の両当事国の議論は取り上げずに、英国が「約束」にもかかわらず MPA を設置したことは禁反言に当たると判断した⁽¹¹⁾。仲裁廷は、先例等で提示されてきた要件から、独自に禁反言の 4 要件を提示した。

(7) “UK Foreign and Commonwealth Office, Consultation on Whether to Establish a Marine Protected Area in the ‘British Indian Ocean Territory’, November 2009”, in Memorial of the Republic of Mauritius [hereinafter cited as “Mauritius Memorial”], 1 August 2012, Annex 152; “UK Foreign and Commonwealth Office Press Release, 1 April 2010, ‘New Protection for marine life’”, in Mauritius Memorial, Annex 165; “‘British Indian Ocean Territory’ Proclamation No.1 of 2010”, in Mauritius Memorial, Annex 166.

(8) Rejoinder of the United Kingdom, 17 March 2014, para. 8.23.

(9) David A. Colson and Brian J. Vohrer, “*In re* Chagos Marine Protected Area (Mauritius v. United Kingdom) PCA Case No. 2011-3” *American Journal of International Law*, Vol. 109 (2015), p. 850.

(10) Southern Bluefin Tuna (Australia and Japan; New Zealand and Japan), Award on jurisdiction and Admissibility Decision of 4 August 2000, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol.23 (2004), para. 61.

(11) なお、本件判決について、禁反言に規範創設的側面がありうることを提示した意義を認めるものとして、櫻井大三「国際法における禁反言の概念」『国際法外交雑誌』第 116 巻 (2017 年) 274 頁。

仲裁廷はこの際、第三の要件に関して、北海大陸棚事件やニカラグア事件において ICJ が提示した「有害に立場を変更したり、不利益を被る (detrimentally to change position or suffer some prejudice)」⁽¹²⁾ という要件に関しては、地位の変更を余儀なくされたという前半の要素は採用せず、後半の不利益・損害を被ったという部分に加えて、相手国に利益を譲渡したという点を要件として採用した。

他方で、仲裁廷は上記の要件の当てはめの段階において、「約束」を信頼したことによってモーリシャスが独立後も長くチャゴス諸島の主権問題については国際社会において強く主張を行わず、また 1980 年代以降もその他の事項については英国と友好的で協力的な関係を維持することで、英国に利益をもたらしてきたが、「約束」がなければモーリシャスはこのような立場には立たなかったと指摘しており、結果的には特に区別せずに判示していると考えられる。

(4) 第 2 条 3 項の「誠実に行動する義務」及び第 56 条 2 項の「妥当な考慮を払う義務」

仲裁廷は第 2 条 3 項の「誠実に行動する義務」と、第 56 条 2 項の「妥当な考慮を払う」義務について、具体的には協議や交渉の義務と、自身の権利や利益行使と他国の権利とのバランスを取る義務の両方を伴うものだと判断した。

第 2 条 3 項と第 56 条 2 項は、通報義務を定める第 62 条 5 項や、協力義務を定める第 61 条 2 項や第 197 条とは異なり、具体的に通報や協力の義務を明記している規定ではないが、仲裁廷は抽象的な「国際法の他の規則に従って」や「妥当な考慮を払う義務」といった文言から、協議義務に加え、さらに自国の措置と相手国の権利・利益のバランスをとることまでが沿岸国に課されると結論した。「バランス」アプローチを取る場合、第 15 部の裁判所や仲裁廷は、UNCLOS 以外の法源を有する法的な権利や利益の存在、性質及び内容について判断する必要があり⁽¹³⁾、そのため、「バランス」アプローチという「バックドア」によって、第 15 部の手続における事項的管轄権を拡大しうることが指摘される⁽¹⁴⁾。また、「妥当な考慮を払う」という一見曖昧な義務に対してある

(12) North Sea Continental Shelf, Judgment, *I.C.J. Reports 1969*, p. 3. para. 30; Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, *I.C.J. Reports 1984*, p. 392., para. 51.

(13) Stefan Talmon, “The Chagos Marine Protected Area Arbitration: Expansion of the Jurisdiction of UNCLOS Part XV Courts and Tribunals” *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 65 (2016), p.939.

程度具体的な範囲を提示したことにより、沿岸国が主権や主権の権利の行使にあたって負う義務について、一定の示唆を与えたと言える。

(5) 判決に対する全体的な評価

本件判決は、沿岸国が設定した海洋保護区の合法性について問われた事件であるが、旧宗主国と旧植民地の間に生じた紛争であり、また旧植民地であるモーリシャス独立の際に分離された領土の将来的な返還の「約束」が両国間に存在しているという特殊な前提を有している事件でもある。

本案の末尾において仲裁廷が断っている通り、本判決はMPAの実体や、海洋環境保護の重要性については判断しておらず、そのUNCLOSにおける一般的な位置付けも行わなかった⁽¹⁵⁾。また、モーリシャスは漁業に関する歴史的権利に基づいた主張も行ったが⁽¹⁶⁾、仲裁廷は、英国がモーリシャスに対して行った「約束」上の義務についてのみ検討し、歴史的権利と英国のMPAとの関係について判断していない。そのため、伝統的にその水域で漁業を行ってきた国に対して、MPAを設置する沿岸国が有する義務の有無やその内容については、不明確なまま残されており、また本判決から、海洋環境の保全措置の一つとして、沿岸国がEEZにおいて大規模なMPAを設置することのUNCLOS上の合法性に関して一般的な示唆を得ることも難しい⁽¹⁷⁾。

しかしながら、本判決は、国連海洋法条約の解釈適用に関して、様々な重要な判断を含んでおり、領域主権に関する争いに対する管轄権の判断、第297条の解釈、第283条に基づく意見交換の義務の内容、「誠実に行動する義務」や「妥当な考慮を払う義務」といった文言の解釈など多岐にわたる。また、仲裁廷は本件については領域主権に関して管轄権を否定したものの、領域主権に関する比較的重要ではない問題がUNCLOSの解釈適用に関する紛争に従属的で

(14) *Ibid.*, p.940.

(15) 仲裁廷が「最終見解 (final observations)」を挿入した理由として、英国のMPA設置を違法と判断することによって、環境の保護を二次的 (secondary level) に扱ってしまうリスクを冒したと考えたためではないかと指摘するものとして、Géraldine Giraudeau, “A Slight Revenge and a Growing Hope for Mauritius and the Chagossians: The UNCLOS Arbitral Tribunal’s Award of 18 March 2015 on Chagos Marine Protected Area (Mauritius v. United Kingdom),” *Revista de Direito Internacional*, Vol. 12 (2015) p.725.

(16) Memorial of the Republic of Mauritius, Volume I, 1 August 2012, paras. 7.9–7.21.

(17) 同様の指摘として、Lan Ngoc Nguyen, “The Chagos Marine Protected Area Arbitration: Has the Scope of LOSC Compulsory Jurisdiction Been Clarified?” *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol.31 (2016), p.140.

ある場合にまで類型的に排除するわけではないと指摘しており (para. 221)、また沿岸国が領域紛争を抱えている相手国に対して、海洋法上「妥当な考慮」を払う義務や、協議を行う義務を負うことを判断している。本判決は、領域主権に関する紛争について、UNCLOS の解釈適用に関する部分のみでも、UNCLOS に基づいて解決を図ることが可能であることを示すものとして、それら紛争を抱えた国家による仲裁廷や ITLOS の利用を今後促す効果を生じさせるかもしれない⁽¹⁸⁾。

なお、1960年代になされたチャゴス諸島の分離については、現在、国連総会より国際司法裁判所に対してその合法性に関する勧告的意見が求められており、2017年12月現在、判断が待たれるところである⁽¹⁹⁾。

(本学法学部客員研究員)

(18) 本件を、申立の内容次第で海洋法以外の紛争を解決できることを明らかにしたケースと位置付け、北キプロス占領、アブハジア分離、クリミア半島併合といった紛争への波及を懸念するものとして、*supra* note 13, pp. 950-951. 他方、裁判所による紛争処理だけではなく、当事者間の外交交渉の重要性を指摘するものとして、西元宏治「チャゴス諸島海洋保護区に関する国連海洋法条約付属書 VII に基づく仲裁判断 (モーリシャス vs. イギリス、2015年3月15日)」『インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障』『カンントリー・プロファイル』研究報告 [国際法研究会 (国際ルール検討グループ)] (2016年) 168頁。

(19) 国連総会による要請は、第一に、チャゴス諸島のモーリシャスからの分離を受けて、また1960年12月14日の国連総会決議1514 (XV)、1965年12月16日の決議2066 (XX)、1966年12月20日の決議2232 (XXI)、及び1967年12月19日の決議2357 (XXII) を考慮して、1968年独立時のモーリシャスの脱植民地化の手続は合法的に完了されたものか、第二に、チャゴス諸島へのモーリシャス国民の再定住計画の履行が不可能となっていることも含めて、英国によるチャゴス諸島の統治が続いていることから生じる国際法上の帰結は何か、の2点に関する勧告的意見である。U. N. Doc. A/ Res/ 71/ 292, 22 June 2017.